

マイナポイントの取得には申し込みが必要です

問 マイナポイント事業ホームページ
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>
 総務省マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178

9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化対策である「マイナポイント」事業が実施されます。1人当たり最大5,000円分のマイナポイントを取得するためには、事前にマイナンバーカードを取得したうえで、スマートフォンやパソコン、またはマイナポイント手続きスポットで申し込む必要があります。

■スマートフォンからの申し込み方法

「マイナポイントアプリ」に対応したスマートフォンでアプリをダウンロードし、アプリの案内に従ってマイキーIDの設定と利用したいキャッシュレス決済サービスの登録を行います。

◆必要なもの

- マイナンバーカード
 - マイナンバーカードの申請時に設定した4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書のパスワード)
 - 利用したい決済サービスID/セキュリティコード
- ※決済サービスによっては事前登録が必要な場合があります。
 ※そのほかの申し込み方法など、詳しくは市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



マイナちゃん



マイナポイント予約・申込支援窓口を開設します

市では、マイナポイントアプリに対応したスマートフォンや、パソコンからの申し込みに必要なICカードリーダーを持っていない方のために、必要な環境を提供し、操作方法の説明などを行う支援窓口を開設します。マイナンバーカードの交付申請も一部お手伝いします。

- ☎8月17日(月)以降の平日午前8時30分～午後5時 所 第二庁舎2階
- 物 マイナンバーカード ※利用者証明用電子証明書のパスワードが必要です。
- 問 市民課☎内線2326

円滑な支援実施のためお願い

窓口にお越しいただく前に次の3点をご確認ください。なお、窓口では各決済サービスの詳細についてはお答えできません。

- ① **マイナポイントを申し込む決済サービス一つを事前に決めておく**
 同事業ホームページ<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>でご確認ください。
- ② **決済サービスを利用するために必要な手続きを完了させておく**
 対応する決済サービスを利用していない方は、自身で利用申し込みをする必要があります。
- ③ **事前に申し込みを希望する決済サービスの詳細を確認しておく**
 マイナポイント付与の方式やタイミング、有効期限などは各決済サービスで異なります。また、事前登録が必要な場合があります。

高齢者の見守り訪問を実施します

問 高齢者支援課☎内線2621

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などにより、周囲との交流が減少している高齢者の安否確認と見守りのため、地域包括支援センターの職員が戸別の見守り訪問を実施します。

一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、介護保険サービスの利用が無く、特別定額給付金が未申請となっている方などを対象に、生活状況の把握や熱中症への注意喚起、同給付金の申請勧奨などを行いますのでご協力ください。

☎8月から

- ◆ **高齢者のご相談は地域包括支援センターへ**
 足腰が弱った、気分が落ち込むなど、不安や困りごとのある方はお住まいの地域の地域包括支援センターにご相談ください。



特定健康診査・後期高齢者健康診査 12～3月生まれの方に受診票を発送しました

問 健康推進課☎内線4212

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、12～3月生まれの対象の方へ、7月末に前倒しで受診票を発送しました。今年度は誕生日にかかわらず、受診票が到着した日から受診できます。

☎令和3年2月28日(日)まで

- ※緊急事態宣言が再度発令された場合は休止します。
- 人 **特定健診**=三鷹市国民健康保険に加入している40～74歳の方、**後期高齢者健診**=後期高齢者医療制度加入者(いずれも4月1日から受診日までの継続加入者)
- ※有料老人ホームなどに入所(入居)している方は、対象外となる場合があります。
- 甲 **市内実施医療機関**(受診票に同封の一覧参照)へ
- ※4月2日以降に三鷹市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入し、健診の機会がない方は同課へご相談ください。
- ※会社勤務の方やその扶養家族は、各自加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

受診に当たってのお願い

- 同ウイルス感染拡大防止のため、ほとんどの医療機関で予約が必要。事前に医療機関へ電話でご確認ください。
- 受診の際は必ずマスクを着用してください。
- 風邪症状(発熱、せきなど)がある方は受診できません。

8月は障がい者(児)手当の 受給資格の更新月です

問 障がい者支援課☎内線2617

所得制限や施設入所などで受給資格が無くなった方でも、前年の所得が再び基準内になった場合や施設を退所した場合は、改めて申請することで手当を受給できます。受給資格などを確認のうえ、忘れずに申請してください。

手当の種類	対象者	手当月額
① 特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方、または同等の疾病、精神障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方	27,350円
② 障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方、または同等の疾病、精神障がいがあり、常時介護を要する方	14,880円
③ 重度心身障害者手当(都)	心身に重い障がいがあり、常時複雑な介護を要する方	60,000円
④ 心身障がい者福祉手当(都)	特別障がい手当	15,500円
⑤ 心身障がい者福祉手当(都)	一般障がい手当	
⑥ 心身障がい者福祉手当(市)	特定疾患(難病)手当	6,000円

- ※手当は申請した月(一部手当は翌月)分から支給します。
- ※手当により、所得制限などの支給要件があります。
- ※①～④は特定の施設に入所している場合は受給できません。④は65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

更新手続きが必要な方は書類の提出をお忘れなく

手続きが必要な方に案内をお送りします。未提出の場合は手当の支給が停止しますので、必ず期限内にご提出ください。

甲 各期限までに必要書類を直接または郵送で「〒181-8555障がい者支援課」(市役所1階14番窓口)へ

- ◆ **特別障害者手当など(①②)の更新**
8月12日(水)～9月11日(金) (必着)に現況届を提出
- ◆ **重度心身障害者手当(③)の更新**
8月31日(月) (必着)までに所得状況届を提出
- ◆ **心身障がい者福祉手当(④～⑥)の更新**

1月2日以降に転入した受給者のうち必要な方に、9月以降に案内を郵送します。

心身障害者医療費助成制度(マル障)受給者証を郵送します

現在お持ちの受給者証の有効期限は8月31日です。所得審査を行い、引き続き対象となる方には、8月末に新しい受給者証を郵送します。